

情 個 審 答 申 第 1 5 号
令和7年（2025年）10月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）5月9日付け、廃計発第73号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月28日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和4年（2022年）11月17日、実施機関は、該当文書のうち、相談記録の「年月日」が「R01.11.22」、「日時」が「13:00」の「処理経過」の欄の一部（以下「本件不開示部分」という。）及びその他の部分の一部を不開示とする文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）2月15日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は別の手段で当該文書の写しを入手しているが、これによると、本件不開示部分には特定の事業者の評価に当たる記述は見当たらず、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれはないから、開示すべきである。

また、条例第7条第5号は、「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」としているが、むしろ開示しないことにより中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱が生じる。

2 実施機関の主張

本件開示請求に係る文書は、市民からの苦情、要望対応に係るものであり、その中でも、本件不開示部分は、市の機関内部の審議等に係る内容を記載しているものであるから、これを開示した場合には、苦情、要望の対象となった事業者等への評価などが明ら

かとなり、特定の事業者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書等の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人及び実施機関は、本件不開示部分の条例第7条第5号該当性について争っているので、この点について検討する。

同号は、「実施機関内部」「の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、」「意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ」るおそれのあるものを不開示情報と規定している。

そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定の過程において発生し利用される情報をいう。

当審議会が確認したところ、本件不開示部分は、特定の案件における実施機関の対応方針を内部的に検討した内容が記載されているものであり、意思決定の過程において発生し利用される情報であるから、市の機関の内部における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、上記のような内部の検討内容が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策における意思決定が不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれ」るおそれが認められる。また、検討段階における事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」るおそれも認められる。

したがって、本件不開示部分が条例第7条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2024 年） 5 月 9 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2024 年）5 月 9 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 9 月 19 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 10 月 3 日	答申案の審議を行った。